

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

総務部 税務課

1 改正理由

県税の過誤納金の還付請求手続における「還付請求書」の提出義務の見直し及び地方税関係法令の改正等に伴う所要の規定整備を行うため、千葉県県税条例施行規則（平成19年千葉県規則第37号）の一部を改正した。

2 改正内容

(1) 過誤納金還付請求書の提出義務の見直し

30万円超の過誤納金の還付を受けようとする者に提出を義務付けている「還付請求書」について、一律に提出を求めなくとも還付手続に支障がないため、提出義務を廃止した。

（第7条、別記第29号様式、第31号様式関係）

(2) 不動産取得税の申告・申請手続に係る規定の整備

千葉県県税条例の一部を改正する条例（令和4年千葉県条例第20号）により、不動産取得税が非課税となる不動産の取得に係る申告が規定されたことに伴い、当該申告事項を定めたほか、併せて不動産取得税に係る申告・申請様式の整理を行った。

（第30条、第31条、第31条の2、第33条、第40条、別記第80号様式、第82号様式、第84号様式、第85号様式、第87号様式、第87号様式の2関係）

(3) 地方税法等の改正に伴う規定の整備

ア 更正請求手続の見直しに伴うもの

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）により、令和4年12月31日より後に納税義務が発生する地方税に係る更正の請求について、県へ提出すべき更正請求書の記載事項のうち、更正請求前の課税標準等の事項について記載を要しないこととされたため、様式について所要の規定整備を行った。（別記第37号様式関係）

イ 大学設置基準等の改正に伴うもの

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第34号）により、大学等有する校舎の施設に関する規定の改正に伴い、個人県民税の寄附金税額控除対象となる法人が有する校舎に関する規定の条項ズレの修正等を行った。（第11条の2関係）

ウ 国税のグループ通算制度の開始に伴う規定の整備

国税におけるグループ通算制度の開始（令和4年4月1日以後に開始する事業年度）に併せて、地方税法その他の関係法令が改正されたことを踏まえ、所要の規定整備を行った。

（第19条、別記第53号様式の2～第55号様式、第59号様式、第69号様式関係）

エ その他所要の規定の整備

地方税法の一部改正に伴う、法人に係る県民税利子割及び地方法人特別税の廃止並びに大法人に係る法人県民税・法人事業税の電子申告義務化を踏まえ、法人県民税・法人事業税に係る様式について所要の規定整備を行った。

（別記第55号様式の2、第55号様式の3、第56号様式関係）

3 施行日

令和5年4月1日

4 その他

所要の経過措置を講じた。